

公益財団法人日本科学技術振興財団役員及び評議員の報酬及び費用に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本科学技術振興財団の定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 定款第29条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 理事又は監事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員 理事又は監事のうち、常勤役員以外のものをいう。
- (4) 評議員 定款第15条に定める評議員をいう。
- (5) 報酬 一般社団・財団法人法第89条、第105条及び第196条並びに公益法人認定法第5条第13号に定める報酬等をいい、年俸その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用 役員又は評議員の職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費、宿泊費などの費用をいう。

2 前項第5号の報酬と第6号の費用とは、明確に区分して取り扱うものとする。

第2章 理事の報酬

(報酬を受ける理事)

第3条 理事のうち、この法人が報酬を支払うものは、次の各号の区分により、理事会において報酬支払い承認の決議を経たものをいう。

- (1) 常勤の理事
- (2) 非常勤の理事で、理事会の決議により特別な職務を執行する理事

(報酬基準額)

第4条 この法人の常勤の理事の報酬基準額は年俸とし、理事の職位ごとに、別表「常勤理事報酬基準額」のとおりとする。

- 2 非常勤の理事の報酬基準額は、その職位に応じて、別表「常勤理事報酬基準額」の年俸額の10分の1とする。
- 3 第1項の報酬基準額は、社会通念に基づいて、この法人の経営内容、使用人の給与等とのバランスを考慮して決定するものとする。

(報酬額の決定)

第5条 前条の規定に基づいて、各理事に支払う報酬額は、評議員会が定める総額の範囲内で、理事会の決議による。

2 前項にかかわらず、常勤の理事の報酬については、理事会の決議によって、業績その他の理由により、減額の措置を取ることができる。

(報酬の支払い時期)

第6条 理事に支払う月額報酬は、原則として使用人への支払い時期と同一とする。ただし、第3条第2号の非常勤の理事については、当該理事と協議して決定する。

第3章 監事の報酬

(報酬を受ける監事)

第7条 監事のうち、この法人が報酬を支払うものは、次の各号の区分により、評議員会において報酬支払い承認の決議を経たものをいう。

(1) 公認会計士、税理士、弁護士等の国家資格を有し、監査業務に関し専門的な見識を持つと認められるもの

(2) 非常勤の監事で、定款第14条に定める事業報告及び決算書等の監査とともに、年間を通じて、この法人の監査業務に従事するもの

(報酬基準額)

第8条 前条第1号の監事については、本人との協議に基づき、この法人の監査を全うするに必要とされる社会通念上妥当な金額とする。

2 前条第2号の監事については、別表「常勤理事報酬基準額」を準用し、その理事の年俸額の金額の10分の1以下の金額で、当該監事と合意した金額とする。

(報酬の支払い時期)

第9条 監事に対する報酬の支払い時期については、監事と協議して決定する。

第4章 評議員の報酬

(評議員の報酬)

第10条 評議員は、原則として無報酬とする。ただし、評議員会に出席したものに対しては、2万円以下の日当を支払うことができる。

2 前項のほか、評議員会の決議により特別な職務執行をしたものに対しては、1事業年度につき50万円を超えない範囲で、報酬を支払うことができる。

第5章 費用の支払い

(費用の支払い)

- 第11条 常勤の理事が業務を執行するについて発生する費用については、この法人の経理規程に従って支払うものとする。
- 2 非常勤の理事が業務を執行するについて発生する費用については、請求書又は領収書等の徴憑を添えて、この法人の総務部に請求する。総務部においては、徴憑等を確認のうえ、遅滞なく支払うものとする。
- 3 監事が業務を執行するについて発生する費用については、請求書又は領収書等の徴憑を添えて、この法人の総務部に請求する。総務部においては、徴憑等を確認のうえ、あらかじめ監事と合意した時期に支払うものとする。
- 4 評議員が業務を執行するについて発生する費用については、第2項の非常勤の理事に準じて取り扱う。

(交通費)

- 第12条 役員及び評議員について、通勤の実態に応じて交通費の実費を支給する。
- 2 理事長、副理事長及び常勤の理事には、グリーン車の利用を認める。ただし、新幹線のグリーン車使用は認めない。

第6章 雑則

(公表)

- 第13条 この法人は、この規則をもって、公益法人認定法第20条第2項により公表すべき報酬等の支給の基準とする。

(改正)

- 第14条 この規則の改正は、評議員会の決議による。

(補則)

- 第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が定めるものとする。

別表 「常勤理事報酬基準額」(単位：千円)

役職別	年俸
理事長・副理事長	16,000~21,000
専務理事	15,000~20,000
常務理事	11,000~16,000
理事	8,000~13,000

以上